**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府貝塚市海塚三丁目四三〇番地、最後の住所大阪府和泉市今福町二丁目八番一―一〇二号　被相続人　亡　原　龍治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル七階

相続財産管理人　弁護士　山下　良策

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県福山市内海町イ一三二九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　兼田　直良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

事務所広島県福山市若松町一〇番五号法友会館三階

相続財産管理人　弁護士　高橋　武三

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県越谷市大字北川崎六四番地、最後の住所岩手県北上市常盤台一丁目七番三―四一〇号　雇用促進住宅

被相続人　亡　樫本　士郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

事務所徳島県徳島市東出来島町二六番地

司法書士新川直紀事務所

相続財産管理人　新川　直紀

**無縁墳墓等改葬公告**

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年四月二十四日

一、墳墓等所在地　神奈川県藤沢市城南一丁目二七六四番地一

一、墳墓等の名称　藤沢霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　神奈川県茅ヶ崎市小和田二丁目四〇六番地　宮崎稔　宮崎満州子、東京都渋谷区神泉町二〇番地　山岡智恵子　山岡道則、栃木県日光市鬼怒川温泉大原二一番地　数馬恒雄　数馬ツネ

一、改葬を行おうとする者　神奈川県藤沢市大庭八一九番地　宗賢院　瀬戸　良光

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年四月二十四日

一　墳墓等所在地　大阪市鶴見区安田一丁目一五六番、一六六一番

一　墳墓等の名称　中茶屋明神墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪市鶴見区中茶屋一丁目一四番二八号　中茶屋明神墓地管理委員会　委員長　中井　彦吉

**旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告**

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―六七五三号

㈢　商号　富士観光企画株式会社

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　富士観光企画株式会社　東京都北区赤羽西一―六―一バルロール二四〇三　代表取締役　秋山富士雄

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都北区赤羽西一―六―一バルロール二四〇三

㈥　旅行業の登録年月日　平成二十六年二月二十七日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十七年四月八日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年４月24日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東京ハウジング株式会社　②東京都知事(1)95204　③代表取締役　野口須一　④東京都町田市忠生三丁目７番地11　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都町田市忠生三丁目７番地11　東京ハウジング株式会社　代表取締役　野口須一

①泉友総合不動産株式会社　②国土交通大臣(3)6888　③代表取締役　西川知宏　④東京都千代田区神田紺屋町７番地　廃止した従たる事務所　名古屋市中区錦二丁目11番27号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区神田紺屋町７番地　泉友総合不動産株式会社　代表取締役　西川知宏

平成二十七年四月二十四日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号

一般社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

**債権申出の公告（第一回）**

当社の確定給付企業年金制度は平成二十七年三月三十一日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

千葉県船橋市山野町四七番地一

株式会社横河技術情報企業年金制度

清算人　服藤　善郎

**債権申出の公告（第一回）**

当基金は、平成二十七年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目五五番地　全国クラフト紙袋厚生年金基金

代表清算人　光野　卓